

税務署受付印

分割等による移転売上金額  
の計算方法の認定申請書

※整理番号

令和 年 月 日	納税地	〒
	(フリガナ)	
	法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
代表者住所	〒	
事業種目		業

税務署長殿

連 結 子 法 人 （申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 ( ) -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目		業			

分割等による移転売上金額の計算方法について、

令和5年旧措置法施行令第27条の4第37項  
 令和2年旧措置法施行令第27条の4第31項

の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年 月 日
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額		
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
------	--

税理士署名	
-------	--

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年月日	確認
-------------	----	-----	----------	----	---------	----	-----------	-----	----

## 分割等による移転売上金額の 計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の売上金額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和5年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第37項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 申請本文の  

<input type="checkbox"/> 令和5年旧措置法施行令第27条の4第37項	<input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第27条の4第31項
--	--

には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。  
なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「 令和2年旧措置法第27条の4第31項」を「 令和2年旧措置法施行令第39条の39第30項」と読み替えてください。
  - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る売上金額を記載してください（令和3年4月1日以後に開始した事業年度又は連結事業年度については、その移転事業に係る売上金額の記載は不要です。）。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。
  - 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出  
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、令和5年旧措置法施行令第27条の4第37項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事

業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

なお、分割等で経過期間(※1)内に行われたものに係る旧令適用法人(※2)の全てが「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を提出した場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出書を提出する必要はありません。

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

(1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割法人等が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日)

(2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日)

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの(その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日とその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの)をいいます。